

労働・助成金情報 特急便

第 117 号 (2022 年 10 月)

深川経営労務事務所

社会保険労務士 深川 順次

〒812-0014

福岡市博多区比恵町 11-7-701

TEL : 092-409-9257

FAX : 092-409-9258

2022 年 10 月 1 日から、出生時育児休業（産後パパ育休）が施行されました。また、通常の育児休業が分割して 2 回取得できるようになり、それに伴い社会保険料免除の仕組みも変更になりました。

今回は、改正された育児休業の内容の確認と、男性の育児休業取得の際に利用できる両立支援等助成金について 2 回に分けてご紹介します。1 回目の今回は、令和 4 年 4 月 1 日から改正された育児休業についてです。

■ 個別周知・意向確認措置の義務 令和 4 年 4 月 1 日施行

労働者本人または、配偶者の妊娠・出産等について労働者から申し出があった際に、個別に育児休業制度等について周知するとともに、育児休業等の取得の意向確認をすることが義務づけられています。

周知内容

- ① 育児休業に関する制度
- ② 育児休業申出の申出先
- ③ 雇用保険の育児休業給付に関すること
- ④ 労働者が育児休業期間について負担すべき社会保険料の取り扱い

個別周知と意向確認方法

- ① 面談
- ② 書面の交付
- ③ F A X
- ④ 電子メール（書面作成できるものに限る）
F A X とメールは労働者の希望の場合のみ

■ 雇用環境整備措置の義務 令和 4 年 4 月 1 日施行

育児休業を取得しやすい雇用環境整備として下記の措置のいずれか 1 つ以上を講じることが義務付けられています。育児期の労働者が社内にいる、いないに関わらず実施する必要があります。

- ① 育児休業にかかる研修の実施
- ② 育児休業に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③ 雇用する労働者の育児休業の取得に関する事例収集および当該事例の提供
- ④ 雇用する労働者に対する育児休業に関する制度および育児休業の取得促進に関する方針の周知

■ 出生時育児休業（産後パパ育休） 令和 4 年 10 月 1 日施行

子の出生後 8 週間の期間内に 4 週間以内の休業を取得できる制度です。子の出生後 8 週間以内は女性は産後期間中であるため、主に男性が取得する休業になります。ただし、女性であっても養子縁組等の場合は取得できます。なお、出生後 8 週間以内の「パパ休暇制度」は、廃止されました。

【対象労働者】

すべての労働者が対象です。有期労働者も、「子の出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日から 6 か月を経過する日までに労働契約が満了することが明らかな者」以外を対象となります。ただし、労使協定を締結する事で、下記の労働者を対象外とすることができます。

- ① 雇用された期間が 1 年未満の労働者（無期・有期雇用労働者ともに）
- ② 申出の 8 週間以内に雇用関係が終了する労働者
- ③ 週の所定労働日数が 2 日以下の労働者

【取得回数と申出の期限】

4週間を上限に、分割して2回まで取得可能です。分割する場合は、2回分をまとめて初回時に申出が必要です。取得申出は、2週間前に申出が必要です。

【休業中の就労】

育児休業中の就労については、労使合意のもと一時的・臨時的に行う者以外は認められていませんが、出生時育児休業では、労使協定の締結をすることで以下の範囲内で就労することが可能です。

就業日数：出生時育児休業期間の所定労働日数の2分の1以下

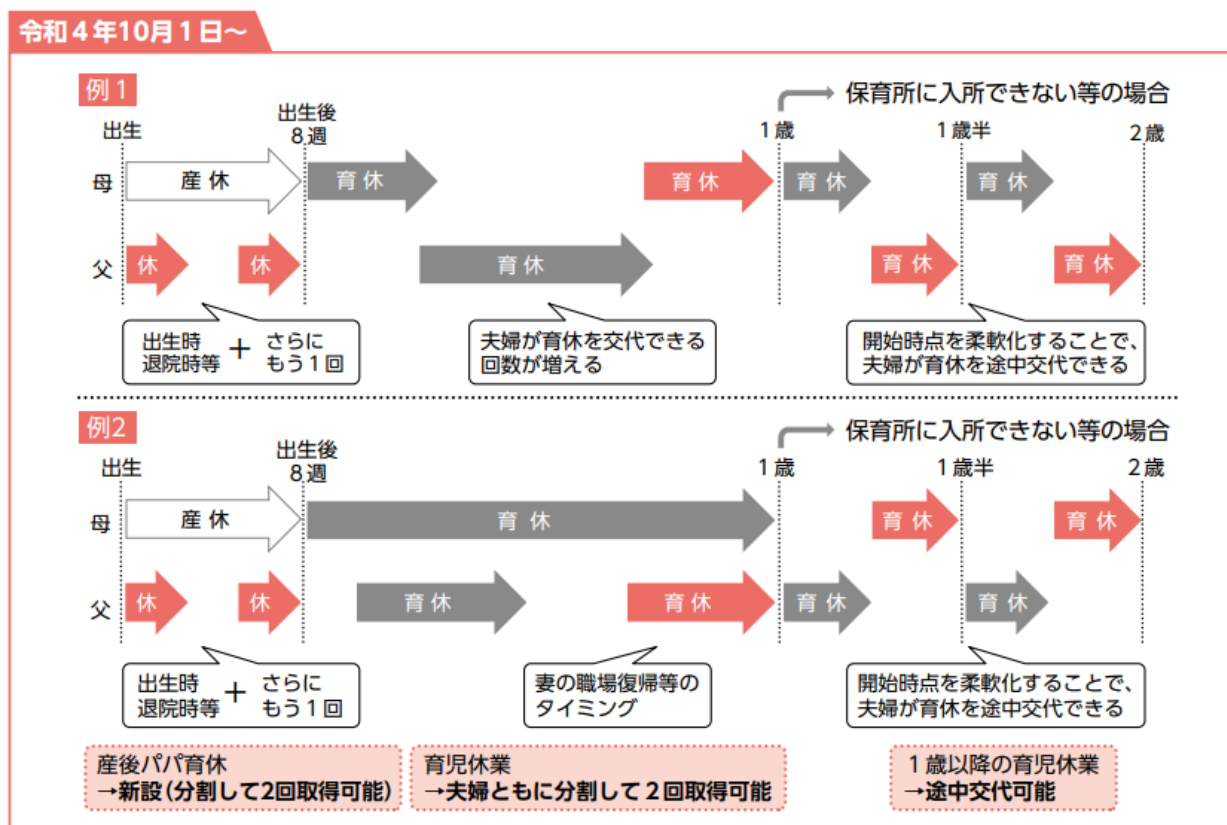
労働時間：出生時育児休業期間における所定労働時間の2分の1以下

その他：開始予定日または終了予定日を就業日とする場合、労働時間がその所定労働時間に満たない時間

■ 育児休業の分割取得と1歳到達日後の育児休業の見直し 令和4年10月1日施行

以前の育児休業では、1回しか育児休業は取得できませんでしたが、2回まで分割して取得が可能になりました。産後パパ育児とは異なり、取得申出は1か月前までに、それぞれ申出が必要です。

そして、1歳以降の育児休業をする場合に、育児休業の開始が1歳と1歳半の時点に限定されていましたが、期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようになりました。下記が取得例になります。



■ 改正後のパパママ育児プラスの取り扱い

両親ともに育児休業を取得する場合に、原則として子が1歳に達するまでの育児休業を「1歳2カ月」に達するまで延長できる制度です。パパママ育児プラスが適用される要件は下記の3つです。

- ① 労働者本人の配偶者が、子の1歳に達する日以前において育児休業をしていること
- ② 労働者本人の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前であること
- ③ 労働者本人の育児休業開始予定日が、配偶者がしている育児休業の初日以降であること

今回は、社会保険料免除の仕組みの変更と男性の育児休業取得の際に利用できる両立支援等助成金についてです。